

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和 3年 8月 5日 (木)

【照会先】

鳥羽市議会事務局

担当：木田

TEL 0599-25-1206

鳥羽市議会議員政治倫理審査会審査結果について

- 概 要 : 令和3年6月29日から開催されている鳥羽市議会議員政治倫理審査会について、8月5日に第5回審査会を開催し、同日議長あてに審査結果報告書を提出しました。審査結果報告書の内容については、別紙のとおりです。

令和3年 8月 5日

鳥羽市議会議長 木下 順一 様

鳥羽市議会議員政治倫理審査会会長 坂倉 紀男



審査結果報告書

令和3年6月28日付けで、審査請求があった件について、審査を行ったので、鳥羽市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定により、審査の結果を報告します。

なお、審査報告書とは別に附帯意見を提出いたします。

1 審査請求の対象となった議員の氏名

中世古 泉

2 審査請求の対象となった事由の該当条項

鳥羽市議会議員政治倫理条例第3条第9号

市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

3 審査の対象となった内容

- ・令和2年度固定資産税等の未納
- ・会議等への遅刻・欠席ならびに紀律及び資質の欠如

4 審査結果

鳥羽市議会議員政治倫理条例第3条第9号に掲げる政治倫理基準に違反する行為があったと全会一致で認定された。

○理由

中世古泉議員は、令和2年度の固定資産税、国民健康保険料の滞納による差し押さえがあったこと、会議等への無断遅刻・無断欠席による紀律違反及び本会議や委員会に臨む態度が議員としての資質を欠いていると審査会で認定されたことから、これらの行為により鳥羽市議会議員政治倫理条例第3条第9号「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。」に違反していると判断する。

5 審査の経過

別紙のとおり

審査の経過

審査会は、審査に付された今回の事件が鳥羽市議会議員政治倫理条例(以下「条例」という。)第3条第9号の「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。」という政治倫理基準に違反する行為の存否について、公平かつ慎重な審査を行った。

審査の経過及び内容は次のとおりである。

- (1) 第1回審査会 令和3年6月29日(火) 全委員出席
会長、副会長を選出した後、審査請求の内容を確認し、次回審査会の開催等について協議した。
- (2) 第2回審査会 令和3年7月7日(水) 全委員出席
審査請求者である3名の議員から審査請求に至った政治倫理基準違反の内容について聴取し、各委員との質疑応答をした。
- (3) 第3回審査会 令和3年7月16日(金) 全委員出席

被審査請求者である中世古泉議員に事前に審査請求理由を伝え、たうえで、「市税等納税状況報告書提出において市税等が未納に至った理由」、「本会議、委員会等の無断欠席、遅刻の理由」、「一般質問中のスマートホン通話疑惑、議案書を開会日より前に受け取りに来ない理由」等について説明を求めた。

「市税等納税状況報告書提出において市税等が未納に至った理由」については、令和2年度中の入退院がふた月に1回あり、多くの費用を要したため税金の滞納となったとの説明を受けたが、入院の回数及びそれに伴う費用の確認できる資料の提出はなかったこと、委員からの質問に対して答弁のたびに言うことが違うなど一貫した説明とはならなかった。

また、「本会議、委員会等の無断欠席、遅刻の理由」、「一般質問中のスマートホン通話疑惑、議案書を開会日より前に受け取りに来ない理由」については、うっかりとか、つい、してしまったというような答弁があった。

答弁全体では、「うる覚えであります」とか、「記憶にない」等の答弁も多く見受けられ、委員が納得できる十分な回答が得られなかった。

さらに委員からは、条例第2条第2項「議員は、政治倫理に反する行為として鳥羽市民の疑念を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない」に則り、中世古泉議員は説明責任を果たすべきであるとの意見が出された。

これらのことから、再度、中世古泉議員に審査会への出席と今回出された質疑について資料を提出の上、説明を求めることとなった。

(4) 第4回審査会 令和3年7月28日(水) 全委員出席

中世古泉議員に資料等の再提出を前回の審査会で求めたが、「市税等滞納となった理由」である入院費、入院期間、通院費用等についての資料は期日までに提出されず、審査会直前に提出された。

「税金等の滞納」については、通院及び入退院の日数、費用に関する資料が提出されたが、委員による内容精査と質疑応答で、本人が述べるどころの「その費用が、税金等滞納の理由」であるとは認められず、前回には聞かれなかった「そのほかの事情がある」との答弁もあったが、明確な理由は示されなかった。

「会議等への欠席・遅刻」、「一般質問中のスマートホン通話疑惑、議案書を開会日より前に受け取りに来ない」等については、委員から病気との因果関係が分かる主治医の意見書の提出を求めていたが、実行されず、審査会で中世古泉議員が自ら疑義を晴らす意思がないと判断された。

また、前回審査会後に、事務局長が中世古泉議員に第4回審査会で用意すべき資料等について説明をしている際、局長に対し「なんで俺がそこまでせないかんのや、たいがいしとけよ」と大声で恫喝したことについて、委員からその行動理由を問われ、中世古泉議員から「私のほうは、思わず大きな声で、私自身も至らんところが多かった」との発言と共に、局長に対して謝罪の言葉があったが、委員会では「事務局の丁寧な対応に対して、このような行為は言語道断である。」といった意見が多数あった。

以上、中世古泉議員の説明、答弁は前回同様十分なものではなかったが、審査会の判断として、これ以上の聞き取りをしても、進展が望めないと判断し、本人からの聞き取りを終了することとなった。

中世古泉議員の退室後、審査会の委員間で報告書の作成についてその内容を討議し、議員倫理基準に違反しているかどうかだけでなく、附帯意見として、中世古泉議員に対する措置内容と条例及び同施行規程の改正の必要性について議長に具申するべきとの意見が出され、承認された。

(5) 第5回審査会 令和3年8月5日(木) 全委員出席

審査結果報告書(案)の最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

附 帯 意 見

鳥羽市議会議員政治倫理審査会は、中世古泉議員に係る審査結果報告書を議長に提出するにあたり、次の通り意見を付す。

1 議会が当該議員に対して講ずべき措置について

議会の信頼を回復し、議員の市民への説明責任を果たすため、中世古泉議員に対して辞職勧告を行うべきと考える。

2 鳥羽市議会議員政治倫理条例及び同施行規程について

現在の鳥羽市議会議員政治倫理条例には、政治倫理基準に違反する行為が存在するとなった場合の議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。

今後、政治倫理条例の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要と考える。

これらのことを踏まえ、鳥羽市議会政治倫理条例及び同施行規程の見直しが必要と考える。

令和3年8月5日

鳥羽市議会議長

木下 順一 様

鳥羽市議会議員政治倫理審査会会長

坂倉 紀男

